

江南市地域公共交通会議検討部会規約

制定令和 7 年 3 月 14 日

(目的)

第 1 条 江南市地域公共交通会議検討部会（以下「検討部会」という。）は、江南市地域公共交通会議規約（令和 7 年 3 月 14 日施行。）の規定に基づき、江南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の円滑な運営を図る。

(事務所)

第 2 条 検討部会は、事務所を愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地に置く。

(協議事項)

第 3 条 検討部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 江南市地域公共交通会議規約第 3 条各号に掲げる事項
- (2) その他検討部会が必要と認める事項

(検討部会の構成員)

第 4 条 検討部会の委員は 20 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 江南市長の指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者（乗合バス事業者）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）
- (4) 利用者の代表者（老人クラブ連合会代表又は公募区長）
- (5) 学識経験者
- (6) 愛知運輸支局長の指名する職員
- (7) 社会福祉協議会が推薦する者
- (8) その他検討部会で必要と認める者

2 委員は、事故その他やむを得ない事由により、検討部会に出席できないときは、あらかじめ、その旨を部会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 6 条 検討部会に部会長をおき、江南市長がこれを指名する。

2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総括する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指定するものがその職務を代理する。

(会議)

第7条 検討部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 検討部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、江南市都市整備部都市計画課に置く。

3 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関して必要な事項は、部会長が検討部会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和7年3月14日から施行する。